

# 専門実践教育訓練給付制度について

社会人の方の資格取得や再就職・キャリアアップを後押しする制度

岩手医科大学医療専門学校 歯科衛生学科は、2019年4月1日より「専門実践教育訓練給付」の対象講座として、厚生労働大臣の指定を受けました。

## ■制度の概要

一定の要件を満たす方が当科で学び、修了・就職した場合、学費の一定割合額（最大で168万円）がハローワークから支給されます。

## ■支給対象者 次の1, 2, 3の要件をすべて満たす方

1. 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内の方。
2. 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上ある方。初めて支給を受けようとする方は2年以上ある方。
3. 過去にこの給付金を受給した場合は、受講開始日までに3年以上経過している方。

## ■支給額

	教育訓練経費	支給額	
		在学中 50%	卒業後 70%で再計算・差額
1年目	100万円	上限 40万円	250万円×70%=175万円 上限 168万円-115万円
2年目	75万円	37.5万円	
3年目	75万円	37.5万円	
合計	250万円	115万円	※追加支給 53万円

※資格を取得し、1年以内に雇用保険の被保険者となる就職をした場合

## ■手続きの流れ

1. 入学前 **受講開始日の1か月前までに完了する必要があります。**
  - ①ハローワークに支給要件照会を行う。
  - ②入学試験、合格後入学手続きをする。
  - ③ハローワークにて受給資格確認手続きを行う。
  - ④教育訓練給付金受給資格者証の交付を受ける。
2. 在学中 6か月ごと
  - ①学校から給付金支給申請書、受講証明書、領収証等の交付を受ける。
  - ②ハローワークへ給付金支給申請書類一式を提出する。
3. 卒業後  
ハローワークへ追加支給の申請をする。

## ■制度利用には条件があります。

詳細は居住地を管轄するハローワークへお問い合わせいただくか、下記をご確認ください。

- ・[教育訓練給付制度（厚生労働省）](#)
- ・[教育訓練給付制度（ハローワーク）](#)
- ・[Q&A～専門実践教育訓練給付金～（厚生労働省）](#)